

発議案第 3 号

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書について

上記発議案を別紙のとおり、白井市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 10 月 15 日提出

白井市議会議長 伊藤 仁 様

提出者 健康福祉常任委員会
委員長 田中 和八

提案理由

建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うよう要望するもの。

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書（案）

建設業従事者のアスベスト被害に対して、２０２１（令和３）年５月１７日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業１０社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立し、２０２２年１月には給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の抛出を定めていません。

そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結び付いていない現状があります。このことは、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後２０年間の除斥期間も撤廃されなければなりません。

こうしたことから、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年１０月１５日

千葉県白井市議会

提出先

衆議院議長	額賀 福志郎	様
参議院議長	関 口 昌 一	様
内閣総理大臣	石 破 茂	様
財 務 大 臣	加 藤 勝 信	様
文部科学大臣	あ べ 俊 子	様
厚生労働大臣	福 岡 資 麿	様
国土交通大臣	中 野 洋 昌	様
経済産業大臣	武 藤 容 治	様
環 境 大 臣	浅 尾 慶 一 郎	様
内閣官房長官	林 芳 正	様